

いじめ問題再調査委員会の答申について

令和2年6月4日の市長から出雲市いじめ問題再調査委員会（委員長：金山孝治弁護士）への諮問を受け、再調査委員会において、約1年半にわたって関係教職員や被害生徒・保護者への聞き取り調査及び意見聴取など、調査・検証が行われてきました。

このたび、再調査委員会の調査結果がまとまり、令和3年11月24日に市長へ答申がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 諮問事項

- ・市いじめ問題対策委員会が作成した答申書の内容と、被害生徒及びその保護者から提出された意見書から見解の異なる点を整理し、いじめの事実に関する当該校の対応並びに事案発生後の当該校及び市教育委員会の重大事態に対する対応について検証を行うこと。
- ・検証の結果を踏まえ、今後のいじめ防止に向けた提言を行うこと。

2. 再調査委員会委員

5名（弁護士、医療関係者、教育関係者、福祉関係者、学識経験者）

| 役 職 | 選出区分 | 氏 名 | 役 職 | 選出区分 | 氏 名 |
|-------|------|-----------------|-----|------|-----------------|
| 委 員 長 | 弁護士 | かなやまこうじ 金山孝治 | 委 員 | 学識経験 | たかはしけんじ 高橋憲二 |
| 副委員長 | 福祉関係 | わだようこ 和田葉子 | 委 員 | 医療関係 | やすだひであき 安田英彰 |
| | | | 委 員 | 教育関係 | さとうももこ 佐藤桃子 |

- ・再調査委員会：計17回
- ・聞き取り調査：計13回（12人）

3. 答申内容（要約）（別添資料「本市中学校における重大事態の再調査結果について（概要版）」参照）

(1)経緯

平成29年5月頃から市内中学校の部活動内でいじめが繰り返され、被害生徒及び両親が当該校に対応を訴えたにもかかわらず、当該校は当初いじめとして対応せず、不登校重大事態に至った。市教育委員会も主体的な対応を怠ったことから、両親は、当該校及び市教育委員会に対して不信感を抱き、真相解明と再発防止に向けての調査が依頼された。

そのため、平成30年10月から、市教育委員会の諮問を受けた市いじめ問題対策委員会が調査を行い、令和元年10月に答申書を作成した。しかし、調査結果について、両親の見解との相違点が多く、また、調査の中立性に対する問題も指摘され、被害生徒の両親により再調査が依頼された。

令和2年6月4日、市長から出雲市いじめ問題再調査委員会に対して諮問を行い、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき本事案に対する再調査が開始された。

(2)再調査委員会の判断（当該校及び市教育委員会の重大事態に対する対応の検証）

| （検証項目） | （検証結果） |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① いじめの認定 | → 本事案はいじめ事案である。 |
| ② いじめの認知までの対応の問題点 | → 当該校のいじめに対する理解は不十分であった。適切な対応がなされなかったのは組織的な問題であり、事態の深刻化を招いた。 |
| ③ いじめ認知後の対応の問題 | → 速やかに対策を講じるべき状況であったが、被害者のケアや再登校に向けた対策が講じられなかった。被害生徒の心情を無視し、加害生徒への指導を最優先しなかった対応は問題であった。 |
| ④ 担任、学年主任の対応の問題点 | → いじめに対して、当該校のいじめ防止基本方針に定められた対応を怠っており問題であった。 |
| ⑤ 部活動主顧問の対応の問題点 | → いじめに対する適切な対応を怠り、被害生徒に対する複数のハラスメント行為を行っており、その責任は大きい。 |
| ⑥ 市教育委員会の対応の問題点 | → 不登校重大事態の対応は極めて遅く、受動的であった。 |
| ⑦ 見解の相違が生じた一因 | → 部活動主顧問が状況依存的に自身の態度を変え、時に真意を歪めてまで周囲に迎合し、表面的な適応を図ろうとする自己保身的な問題のある姿勢があった。 |
| ⑧ 不登校重大事態に至った要因 | → 迅速に組織的対応がなされず、事態の深刻化を招いた。 |

(3)今後のいじめ防止に向けた提言

- ① 教員が適切かつ迅速に組織的にいじめに介入するよう、今一度、市教育委員会は教職員への指導（特に、安易に人間関係のトラブルといった捉え方をしない。）を行うこと。
- ② 学校における部活動の目的と理念、勝利至上主義にならないこと、部活動の場においていじめが生じた場合の対応などについて、部活動開始時に児童生徒や保護者に説明すること。
- ③ いじめの被害者及び加害者のケアにおいてはスクールカウンセラーなどの積極的な介入を考慮すること。また、ケアが途切れることがないように、教育委員会も主体的に関与すること。
- ④ 教育委員会における安全管理体制を構築し、教員らの指針や法令に関する研修等の参加状況を監督すること。
 - ・ 不参加が続く教員については参加を義務付けるなどの機能を持たせること。（教職員の指針や法令遵守の意識を高めるための研修等の企画、実施も行うことが望ましい。）
 - ・ 法令や指針の遵守違反などのあった教員への指導、教職員の労働環境の適正化などへの対応を図るとともに、スクールロイヤーなど法律の専門家や心理専門職の参画を考慮すること。
 - ・ いじめやハラスメントを直接児童生徒や保護者が訴えることができる窓口を設けること。
- ⑤ 「児童生徒に対するハラスメントについての指針」を改訂（違反時の対応含）し、各学校でも指針を作成し、ハラスメントやいじめ事案を含むインシデント（心身の安全や就学環境に危険が及ぶ状況が生じうるリスクのある事態）を報告するよう、整備すること。併せて、教職員に周知徹底する他、児童生徒、保護者にも説明すること。
- ⑥ 特定の教員にみられた発言内容の不一致などに関して、市教育委員会で精査すること。また、同様の事案が生じないように教職員はチームとして組織的に対応する意識を高めること。
- ⑦ いじめ発生時、いじめ重大事態発生時の対応の際、重要事項について遺漏なきよう、当再調査委員会の作成したチェックリストを活用すること。

4. 今後の対応

市長から教育委員会へ答申内容を報告し、改善するよう求めます。

教育委員会において、この答申を具体的に検討され、改善に向けた取組が進められます。